

## 平成24年度境港市介護保険運営協議会（第1回）議事録

日 時 平成24年11月29日（木）

場 所 境港市役所第一会議室

出席者 委員 荒井 祐二、遠藤 勲、門脇 眞澄、小島 雪子、作野 嘉信、鷗鷯 一輔  
高木 敏行、藪内 清志

欠席者 委員 池淵 康子、稲賀 潔

事務局 福祉保健部長 佐々木史郎、長寿社会課長 藤川順一

長寿社会課高齢者福祉係長 荒岡真樹、長寿社会課介護保険係長 井上千恵

### （1）開 会 午後2時

（部長）あいさつ

今日はお忙しい中、また寒い中お越しいただきありがとうございます。

介護保険も平成12年にスタートして13年目。境港市全体の人口は減っているが、高齢者の人口は増え続けている。特に今年は年代的に一番人口の多い団塊の世代が高齢者の仲間入りをするので今後ますます高齢化が進む。

また、地域包括支援センターも開設してから7年目を迎えるが、その存在が徐々に地域に浸透してきた。中核機関としての役割を果たしていると思っているが、この機会に内容を評価していただきたいと思っている。よろしくご審議いただきたい。

### （2）委員出席状況報告

（事務局）委員10名中8名の出席。運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席があり、本会議は成立していることを報告する。

### （3）委員自己紹介

### （4）会長選出

（事務局）運営協議会設置要綱の第5条第2項に「会長は委員の互選により選出し」とあるので、まず、会長の選出を行う。選出方法についてご意見等がないか。特にご意見等が無いようであれば、事務局の方であらかじめ候補者を選定しているので、事務局案ということで提案させていただくがよろしいか。

社会福祉協議会会長の高木委員にお願いしたいと思います。（一同拍手）

続いて副会長選出。運営協議会設置要綱の第5条第2項に「副会長は会長が指名する」とあるので、会長からご指名をお願いしたい。

(会長) 鷓鴣委員にお願いする。

(事務局) これより会長に進行を代わります。よろしくお願いします。

## (5) 協議事項

(会長) それでは、日程3「地域主権一括法施行に伴う条例制定について」事務局から説明を求める。

(事務局) 条例制定の理由について説明させていただき。「2目的」にあるとおり「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布施行されたことに伴い、従来、法律や厚生労働省令で全国一律とされてきた介護保険施設等の人員、設備等に関する基準を、市が条例で定めることになるもの。市は法施行日である平成24年4月1日から1年を超えない範囲において、条例を制定しなければならないことになっていますので、それに伴い条例を制定するものである。

また、条例制定にあたっては、省令で定める基準に従い定める「従うべき基準」、省令で定める基準を標準として定める「標準」、省令で定める基準を参酌する「参酌すべき基準」が示されており、自治体はこの示しに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定することになる。

条例制定の対象となるのは、「3内容」の(1)から(11)の地域密着型サービスです。

次に条例制定における市の考え方について説明する。

(1)の従うべき基準は、「人員」「居室面積」「利用定員」「人権に直結する運営基準」について示されており、必ず厚生労働省令の基準に適合しなければならない基準であることから、現行基準のとおり条例に規定する。

(2)の標準は、「従うべき基準」に示された以外の指定地域密着型サービスの事業に係る利用定員について示されており、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる基準を定めることができるとなっている。本市では、利用定員について基準を変更する特段の事情や地域性が見られないため、現行基準どおりの規定とする。

(3)の参酌すべき基準は、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるもの。本市では、国の基準を基本とし、事業者の実地指導や県が制定する条例との整合性等を踏まえ、記録の整備に関する項目を変更する。変更の内容は、利用者に対するサービス提供に関する記録書類の保存期間が、完結の日から「2年間」とされているものを「5年間」に延長するというもの。これは、介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効である5年に書類保存年限を対応させるためのもの。

続いて、改正介護保険法により条例委任を受けて追加するものについて説明する。改正介護保険法では『地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下であって市町村の条例で定める数であるもの』とされている。市では、国の現行基準に過不足がないと考えるため、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は二十九人以下とする。

また、改正介護保険法では、『指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は申請者が市町村の条例で定める者でないとき』とされており、市町村が条

例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする事になっている。その厚生労働省令で定める基準には、法人であることになっているため、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、法人でなければならないものとする。

以上説明した条例案については、法令審議会・議会を経て平成 25 年 4 月 1 日施行予定としている。

(会長) ただいま説明のあった地域主権一括法施行に伴う条例制定について、ご質問、ご意見あれば遠慮なくお願いしたい。

(委員) 29人の文字を統一させた方がいいのではないか。

(事務局) 訂正する。

(会長) ご意見等がないようなら、「境港市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」ほか二つを制定するといことでよろしいが。(一同拍手)

次に「地域密着型サービス事業所の指定について」事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 本市では、第 5 期境港市高齢者福祉・介護保険計画において定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を 1 カ所整備することになっている。

それに伴い、平成 24 年 10 月 9 日から平成 24 年 10 月 31 日まで定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者を募集したところ、社会福祉法人こうほうえんから応募があり指定予定事業者として決定している。今月 22 日には、地域密着型サービス指定申請があり、その概要については 3. 指定申請の概要のとおりである。事業所予定地は、誠道町の幸朋苑訪問介護事業所になっており、新たな施設整備は無い。

また、サービスの類型は連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護で、これについてはあとで詳しく説明する。

次に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について説明する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、平成 24 年 4 月に新たに始まった地域密着型の新サービスで、ヘルパーや看護師が利用者宅を 1 日数回定期訪問しつつ、緊急時には 24 時間随時駆けつけるのが特長。日中・夜間を通じて 1 日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービスであり、中重度者の在宅生活を可能にすることを目的に創設されたもの。

提供するサービスには、訪問介護員等が定期的に利用者宅を巡回しサービス提供する「定期巡回サービス」、利用者等から通報を受け、オペレーターが対応する「随時対応サービス」、オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問しサービス提供する「随時訪問サービス」、看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供する「訪問看護サービス」がある。この定期巡回・随時対応型訪問介護看護には、一体型と連携型の二つの類型があり、一体型は資料の①～④、連携型は①～③までのサービスを提供する。現在指定申請している社会福祉法人こうほうえんは連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者として申請している。

この事業の人員基準では ページ下表のとおりオペレーター等を配置することになっている。

また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器、随時適切に利用者からの通報を受けることができるオペレーションシステム等、利用者が適切にオペレーターに通報できるケアコール端末等を備える必要がある。

このような人員・設備の基準を満たしたうえで、 ページにある運営基準に沿って定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを行っていく。

(会長)「地域密着型サービス事業所の指定について」説明があったが、ご質問・ご意見等があれば、お願いしたい。

(委員) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は境港市で初めてか？

(事務局) 鳥取県では現在米子市のみが行っている。鳥取市と境港市では準備段階。

(委員) 島根県では手を挙げる事業者がいないと聞いているが。

(事務局) 島根県は無いように聞いている。

(会長) ご意見等がないようなら、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として「社会福祉法人こうほうえん」を指定してよいか？ (一同拍手)

## (6) 報告事項

続いて、日程4の報告事項に移る。

それでは、日程4「地域密着型サービス事業所の公募について」事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 報告事項①の地域密着型サービス事業者の公募について説明する。

本市では、第5期境港市高齢者福祉・介護保険計画において地域密着型介護老人福祉施設を1カ所整備することになっている。

それに伴い、平成24年9月3日から平成24年9月14日まで地域密着型介護老人福祉施設生活介護事業者を募集したところ、社会福祉法人こうほうえんから応募があり指定予定事業者として決定してい。施設建設予定地は、上道町の新さかい幸朋苑の南側。

地域密着型介護老人福祉施設とは、入居定員が29人以下の特別養護老人ホームを指し、地域密着型介護老人福祉施設生活介護とは、入浴・排泄・食事などの介護など日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理と療養上のお世話を地域密着型介護老人福祉施設で受けるサービスである。

今後の予定は、施設整備完了後、老人福祉法に基づく介護老人福祉施設設置許可を経て地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業者として指定申請を行うことになっている。

(会長)「地域密着型サービス事業所の公募について」説明があったが、ご質問・ご意見等をお願いしたい。

(委員) 介護保険計画に入っていたか。

(事務局) 介護保険計画に基づいて小規模特養の整備を予定しているもので、介護保険事業計画に盛り込まれている事業。

(委員) 特養の待機者は何人か。

(事務局) これは、保険者が統計をとるものではないが、県の集計では昨年時点で待機者は約150人。

(会長) 他にご意見等がないようなら、次の報告事項に移る。「地域包括支援センターの運営状況について」事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) 報告事項2、平成23年度の地域包括支援センターの運営状況について説明する。

資料の10ページ。地域包括支援センターの現状を記載している。

本市は市の北地域と南地域に担当地区を分けて二つの委託型の地域包括支援センターを設置している。北地域包括支援センターは社会福祉法人済生会に、南地域包括支援センターは社会福祉法人こうほうえんに委託している。

北地域は境地区、外江地区、上道地区を担当、南地域は渡地区、余子地区、中浜地区、誠道地区を担当、65歳以上の人口はほぼ同程度に分かれている。

職員の内訳は両包括ともに保健師 1名、社会福祉士 1名、主任ケアマネジャー 1名、ケアマネジャー1名で構成されている。

国が示した基準では高齢者人口3千人から6千人あたりに保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が一人ずつの配置が目安となっており、両包括支援センターとも職員数は満たしている。11ページをお開き願いたい。両包括支援センターの指導・相談件数を合算したもの。相談の形態や内容ごとに集計をしている。12ページをお開き願いたい。両包括支援センターに委託している運動機能向上事業の実績である。高齢者を対象とした運動機能の向上を目的とした軽体操や講話、健康相談を各ふれあいの家会場や市内の施設で実施している。14ページをお開き願いたい。両包括支援センターに委託している認知症予防事業の実績。認知症について正しい知識の普及を図る講演の実施や、認知症予防の自主サークルの立ち上げ支援を行っている。現在、市内に14の認知症予防の自主サークルがあり、「健康ひまわり会」は14番目に立ち上げられた余子地区のサークル。

15ページをお開き願いたい。両包括支援センターに委託している家族介護教室の実績。介護者の知識・技術の習得等を目的とした教室を開催し、介護者同士の交流を図りストレス解消につなげるための精神的支援を行っている。

16ページをお開き願いたい。両包括支援センターに委託しております地域住民グループ支援事業の実績。介護予防活動に取り組む地域住民への介護予防・認知症予防の学習会の開催や、認知症予防の自主サークル活動の支援を行っている。21ページをお開き願いたい。両包括支援センターに委託している認知症相談事業の実績である。包括支援センターが相談窓口を設け、早期受診の勧奨や介護保険制度につなげることを目的としている。実績としましては開設窓口での件数はかなり少なくなっている。来年度以降の実施は見直しを検討している。22ページをお開き願いたい。南地域包括支援センターに委託している緊急通報システム事業の実績である。緊急ボタンを押すと南地域包括支援センターに通報が入り、状態の確認をし、地域の協力者に連絡をしたり、救急車を呼んだりと状況に応じて対応をしている

もの。23ページをお願いしたい。各包括支援センターの介護予防支援業務の実績となっている。市内の要支援1・2に該当した人の介護予防ケアプランを作成した件数となっている。報告事項としてだが、平成24年10月から地域包括支援センターの運営事業委託料の見直しを行った。改正前は包括支援センター設置に最低限必要な3人の人件費と過去に実態把握した高齢者の件数を基に算出していたが、改正後は担当地域内の65歳以上の高齢者千人に職員を一人を基準とし実際に配置されている4人は適正な人数と判断し、4人の人件費と運営に必要な事務費を基に算出する方法に変更した。

(会長) ただ今、「地域包括支援センターの運営状況について」説明があったが、ご質問・ご意見等をお願いしたい。

(委員) 3名を4名にした負担はどれくらい増加したのか。

(事務局) 1人あたり350万円換算行った。

(委員) それは介護保険に加算されるのか。計画には入っているのか。

(事務局) 介護保険事業計画の給付額見込に入っている。

(会長) 日程5「その他」に移りますが、事務局から何かあるか。

(事務局) 介護保険法の施設ではないが有料老人ホーム等が今年度三カ所開設される予定。

(会長) ご審議ありがとうございます。これをもって閉会とする。ご苦労さまでした。

閉 会 午後3時